

# 医師会員向け



# MAMIS<sup>®</sup>の登録完了が必要です

※ 医師会会員情報システム

## 事前準備のお願い(3月29日まで)

<u>マイページの初回ログイン</u>と<u>利用者規約への同意</u>が必要です。 初回ログインの際は、メールアドレス、必要情報の入力・修正 を行ってください。

※3月29日までに事前準備が行われなかった場合、以下の ①~④の利用開始まで、約1ヶ月程度お時間をいただきます ※3月30日~4月6日の間、データ移行に伴いMAMISの利用ができません

2025年4月7日以降 MAMISで行うこと 今後MAMIS利用が必須となります

①4月1日以降に受講した研修会で取得した単位確認

②有効期間・登録情報の確認

③登録情報の変更

④新規・更新申請手続き

https://mamis.med.or.jp/login

マイページへのログインはこちら

マイページのログイン方法

YouTubeチャンネルの 動画が開きます



その他MAMISの手続きに関する問合せは、 問い合わせフォームまたはコールセンター にて承ります

https://mamis.med.or.jp/contact/

コールセンター:0120-110-030 (平日10:00~18:00)









# MAMIS<sup>®</sup>の登録完了が必要です

※ 医師会会員情報システム

# 事前準備のお願い(3月29日まで)

利用者登録を行い、MAMISのマイページを作成し てください。

※3月29日までに事前準備が行われなかった場合、以下の ①~④の利用開始まで、約1ヶ月程度お時間をいただきます

※3月30日~4月6日の間、データ移行に伴いMAMISの利用ができません

2025年4月7日以降 MAMISで行うこと 今後MAMIS利用が必須となります

①4月1日以降に受講した研修会で取得した単位確認

②有効期間・登録情報の確認

③登録情報の変更

④新規・更新申請手続き

https://mamis.med.or.jp/login





その他MAMISの手続きに関する問合せは、問い合わせフォームまたは コールセンターにて承ります



https://mamis.med.or.jp/contact/

TEL:0120-110-030 (平日10:00~18:00)

### 2025年4月7日より MAMISが認定医<sup>\*\*)</sup>のポータルサイトになります

※)以下、認定産業医・認定健康スポーツ医を総称して「認定医」と記載します

# ・すべての ▶認定医 ▶認定医になるために研修会を受講する医師が対象となるシステムです。

- ・有効期限、認定証番号、研修会受講履歴をご自身で確認できます。
- ・認定医の新規申請、更新申請、勤務先の住所変更といった諸手続きを行います。

#### 本日のメニュー

 認定医が知っておくこと	(1)マイページの登録(概要)
	(2) 単位の取扱い
	(3) 更新申請手続き
	(4)更新申請・承認に係るMAMIS移行のスケジュール
認定医を目指す医師が知っておくこと	(1) 概要
	(2) 新規申請手続き
研修会主催者が知っておくこと	(1) 概要
	(2)研修会申請・承認に係るMAMIS移行のスケジュール
医師会事務作業に関すること	(1) 概要
	(2) 新規・更新申請の単位確認について
	(3) 日医からの今後の案内予定
	(4) 都道府県医師会へのお願い
0&A	

## 認定医が知っておくこと(1)マイページの登録① 概要

認定医の各種手続きには、今後MAMISを使用します。 MAMISの利用にはマイページの登録完了をしていただく必要があります。

3月29日までにマイページ登録完了した場合 2025年3月29日までにマイページの登録を完了すると、4月7日より以下のことが可能と なります。

MAMISで行うこと

単位管理

 ・4月1日以降に取得した認定産業医、認定健康スポーツ医の単位はMAMISに登録 されます。 ⇒スライド6

更新手続き

・5月日医承認の申請手続きより、これまでの紙の更新申請書(3枚複写)を廃止 し、MAMISで手続きします。⇒スライド7

登録情報の閲覧や変更

・有効期限や登録情報の閲覧の他、住所や所属施設などの登録情報の変更を MAMISで行えるようになります。

4月7日以降にマイページ登録完了した場合 マイページ登録完了後、単位の確認、更新手続き、登録情報の閲覧・変更をMAMISで 行うことが可能になるまで、現状で最大約1か月かかる予定です。

認定医が知っておくこと(1)マイページの登録②

#### 4月7日よりMAMISを利用するには、3月29日までにマイページの「登録完了」を していただく必要があります。

【登録完了とは】

・医師会会員 :既にMAMIS上にマイページが作成されています。初回のログイン手続きを進めることで登録が完了します。ログイン画面よりMAMIS利用規約の同意後、登録を完了させてください。なお、登録完了には、メールアドレスが必要です。

態で研修会を受講すると、単位や受講記録が登録されません。

・医師会非会員:マイページを作成する必要があります。 利用者登録の画面に従い、MAMIS利用規約に同意後、メールアドレスを 入力し、必要情報の登録を行ってください。マイページの登録が無い状

4

## 認定医が知っておくこと(1)マイページの登録③

#### ※既にマイページ作成・初回ログイン済の認定医は不要です





#### https://mamis.med.or.jp/login



単位は今後MAMISに登録されます。

認定産業医の基礎研修、生涯研修、認定健康スポーツ医の前期日程・後期日程、 再研修会の単位は主催者がMAMISに登録します。 MAMISへの移行期の取扱いは以下のとおりです。

2025年3月31日までに開催する研修会 従来通り、 @単位シール・**※**紙(またはPDF)の修了証 を発行します。 MAMISには反映されないため、更新まで各自で保存する必要があります。

2025年4月1日以降に開催する研修会 単位シール・紙(またはPDF)の修了証は一切発行しません。 研修会主催者がMAMISに登録し、認定医は取得単位をMAMISのマイページから確 認できます。 認定医が知っておくこと(3) 更新申請手続き①

5月日医承認の申請手続きより、これまでの紙の更新申請書(3枚複写)を 廃止し、MAMISによる更新処理を行います。

3月29日までにマイページ登録完了した場合 4月7日から、有効期限や受講履歴の閲覧、更新申請手続き等をMAMISで行うこと が可能です。

4月7日以降にマイページ登録完了した場合

登録完了後、マイページに認定医情報の反映がされると、情報の閲覧や更 新申請手続き等が可能となります(登録完了から反映まで最大約1か月かか ります)。

認定医有効期限が概ね7月末になっている方は、4月中に申請が必要です。 マイページの登録完了を3月29日までにお済ませください。 認定医の更新申請方法(日本医師会5月承認より) MAMISの申請ページにて、必要事項の入力と必要書類のアップロードを行い、申請 手続きを行ってください。 更新申請書(3枚複写)の提出による更新はできません。都道府県医師会への申請は MAMISからのみとなります。

登録料の支払いは都道府県医師会の指示に従ってください。

3月31日以前に認定医の更新に必要な単位を一部取得している場合 3月31日までに開催された研修会の受講履歴は、MAMISで閲覧できません。 したがって下記のとおり、手続きを進めてください。

@認定産業医

3月31日までに取得した単位(手帳管理)と、4月1日以降に取得した単位(MAMIS管理)の合 計が充足していることを確認し、MAMIS上で更新申請を行ってください。 手帳の原本はMAMISでの更新申請後、都道府県医師会に郵送してください。

#### ✓認定健康スポーツ医

3月31日までに取得した単位(修了証管理)と4月1日以降に取得した単位(MAMIS管理)の合 計が充足していることを確認し、MAMIS上で更新申請を行ってください。 3月31日までに取得した再研修会の修了証は、申請時に修了証の写真やpdfファイルをアップ ロードしてください。原本提出は不要です。

#### 4月1日以降の更新申請から認定証発送までの流れ

日本医師会では奇数月の月末に運営委員会を開催し審査を行います。2025年度の更 新申請から認定証発行までのスケジュールは概ね下記の通りですが、新システム導入 によりしばらくは手続きに時間がかかる可能性があります。

(2025年度のスケジュール)

有効期限	概ね 7月末の方	概ね 9月末の方	概ね 11月末の方	概ね 1月末の方	概ね 3月末の方	概ね 5月末の方	
認定医が都道府県医師会に申請	4月	5-6月	7-8月	9-10月	11-12月	1-2月	
× ·	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	
日本医師会審査・承認 (承認後、認定証ダウンロード可能)	5月末	7月末	9月末	11月末	1月末	3月末	
認定証到着の目安	6月末以降	8月末以降	10月末以降	12月末以降	2月末以降	4月末以降	

認定医が知っておくこと(4)更新申請・承認に係るMAMIS移行スケジュール





②認定医の新規申請はMAMIS上の申請画面から行います
MAMIS上で新規申請の要件を満たしていることを確認したうえで、申請手続きを行います。 →スライド12

認定医を目指す医師が知っておくこと(2)新規申請手続き

認定医の新規申請方法(日本医師会5月承認より)

MAMISの新規申請ページにて、申請の要件を満たしていることを確認したうえで、 必要に必要事項の入力と必要書類のアップロードを行い、申請手続きを行ってくだ さい。

登録料の支払いは都道府県医師会の指示に従ってください。

3月31日以前に認定産業医の基礎研修会・健康スポーツ医学講習会を受講している場合 3月31日までに開催された研修会の受講履歴は、MAMISで閲覧できません。 新規申請を行う際は、下記のとおり手続きを進めてください。

**庫**認定産業医

3月31日までに取得した単位(手帳管理)と、4月1日以降に取得した単位(MAMIS管理)の合 計が充足していることを確認し、MAMIS上で新規申請を行ってください。 手帳の原本はMAMISの新規申請後、都道府県医師会に郵送してください。 なお、産業医科大学の基本講座・夏季集中講座の修了者は修了認定書の写真やpdfファイルを アップロードしてください。修了認定書の原本提出は不要です。

#### ◇認定健康スポーツ医

3月31日までに修了した健康スポーツ医学講習会の修了証と、4月1日以降の修了(MAMIS管理)にて、前期・後期の講習が修了していることを確認し、MAMIS上で新規申請を行ってくだ さい。

3月31日までに取得した前期・後期の修了証は、申請時に修了証の写真やpdfファイルをアップ ロードしてください。原本提出は不要です。